

第13回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年8月2日

【決定確認事項】

・新型インフルエンザ等対策特別法に基づく緊急事態宣言及び埼玉県における対応方針を踏まえた町の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、埼玉県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことから、令和3年8月2日から令和3年8月31日までの町の対応について次のとおり確認した。

- ・町内において感染者数が増加していることから、町においても不要不急の外出や移動の自粛及び感染防止対策の徹底等について広報活動を強化する。
- ・町の公共施設の利用は20時までとする。また、発令期間中の新規予約についても同様とする。
- ・各施設における収容人数等は、国、県が示す基準を上限とし、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「3密回避」など徹底した感染防止策を講じる。